

別記 5

公共住宅建設工事共通仕様

1 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書 平成 28 年度版(別冊「部品及び機器の品質・性能基準」を含む。以下「共仕」という。)並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 平成 28 年版(以下「標仕」という。)(共仕に抵触する部分を除く。)によるほか、2 から 4 に定めるところによる。

2 共仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。

(1) 「契約書」を「新潟県財務規則(昭和 57 年 3 月 1 日新潟県規則第 10 号)別記(第 78 条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。

(2) 「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。

3 次の各号に該当する共仕の項目について、共仕の規定を別表に置き換えて適用する。

(1) 建築編・電気編・機械編

1 章 一般共通事項 1 節 一般事項

(1) 1.1.2 用語の定義

の(1),

の(14)[電気編又は機械編では、の(13)],

の(21)[電気編では、の(18)],

[機械編では、の(19)]

(2) 1.1.5 書面の書式及び取扱いの(2)

(3) " "

1.4.4 材料の検査等

[電気編では、機材の検査等]

[機械編では、1.4.5 機材の検査等]

(4) " "

1.6.1 工事検査の(b)、(c)

4 次に掲げる共仕の規定は、適用しない。

1 章 1.1.2 用語の定義の(22)

[電気編では、(19)]

[機械編では、(20)]

" 1.6.2 技術検査

別表（公共住宅建設工事）

号	項目	置き換え後の共仕の規定
	建築編、電気編、機械編	
	1章 一般共通事項	
	1節 一般事項	
(1)	1.1.2 用語の定義	<p>(1)「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。</p> <p>(14)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。（電気編・機械編では(13)）</p> <p>(21)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。）</p> <p>① 工事の完成(約款第32条)</p> <p>② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条)</p> <p>③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条)</p> <p>④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条)</p> <p>⑤ 必要があると認めたとときの臨時検査(約款第50条)</p> <p>(電気編では(18)、機械編では(19))</p>
(2)	1.1.5 書面の書式及び取扱い	<p>(2) 書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p>
(3)	1.4.4 材料の検査等（電気編では1.4.4 機材の検査等） （機械編では1.4.5 機材の検査等）	<p>機材の現場搬入に当たっては、その機材が設計図書に適合していることを規格証明書及び納品書若しくは品質表示するマーク等で確認し、監督員の指示がある場合は、その納品書等を提示する。また、設計図書に定めのある場合は、監督員の検査を受ける。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)に該当する場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、監督員の検査を省略することができる。</p> <p>(1) 工事完成検査時または工事写真で、「JIS」又は「JAS」のマークを確認できる場合</p> <p>(2) 建築基準法その他の認定品等と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明する資料また</p>

		<p>はマーク等を確認できる場合</p> <p>(3) 工事完成検査時または工事写真で、「J I S」又は「J A S」及び「部品及び機器の品質・性能基準」の規格・基準を満たすことが、第三者機関の認証等で確認できる場合</p>
(4)	1.6.1 工事検査	<p>(b) 約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>(c) 上記(a)の通知又(b)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。</p>